

岩手河川国道事務所

三陸国道事務所

岩手県

岩手県警察本部

東日本高速道路(株)東北支社 盛岡管理事務所

東日本高速道路(株)東北支社 北上管理事務所

東日本高速道路(株)東北支社 八戸管理事務所

## 冬タイヤ・チェーン早期装着の広報活動を行います。

岩手県内では11月上旬から降雪や夜間の気温低下により路面の凍結が発生しやすく、そのため夏タイヤ使用によるスリップ事故や渋滞等交通事故の危険性が非常に高くなる時期です。

その対策として冬タイヤの早期装着へのご理解ご協力を道路情報板への表示、チラシの配布、ポスター掲示等を行い広報活動を行うものです。

また、積雪時におけるタイヤチェーン装着の広報を行います。

### 活動の趣旨

初冬期においては、道路の路面状況が刻々と変化し、夏タイヤ使用によるスリップ事故や過度に用心した運転による渋滞が多発するなど道路利用者に大きな負荷を与えています。また、これら初冬期の降雪時・路面凍結時による交通事故の問題もあります。

この問題に対しては、道路利用者に対する安全意識の周知を図り、急変する初冬期の路面状況にいち早く対応するため早期に冬タイヤへの交換。また、積雪などの道路状況においてはタイヤチェーンを装着し雪道に対する備えを万全にして頂くことを広報することで、事故防止によりおおきな効果を発揮すると考えております。

### 記

1. 広報期間 平成23年11月～12月中

< 発表記者会：岩手県政記者クラブ >

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所

TEL 019-624-3289 (直通)

道路管理第一課長 村上 光雄 (内線431)



# 早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!

過去5年で最も早い  
主な峠の初雪時期



**走** 行予定の道路状況を把握し  
雪道への備え(冬タイヤ、チェーン、  
スコップ等)を万全に!!

自分のために、

家族のために、

みんなのために、

早めの冬タイヤ・チェーン  
装着を!

Webサイトで道路情報をご覧になれます。

**東北・みち情報**  
DoCoMo <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/i/>  
au <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/ez/>  
SoftBank <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/v/>  
パソコン <http://www.thr.mlit.go.jp/road/>

**46NAVI (ヨロクナビ)**  
DoCoMo <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/i/>  
au <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/ez/>  
SoftBank <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/v/>  
パソコン <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/>

**岩手県道路情報サービス**    **ドラぷら (高速道路情報サイト)**    **ドラぷらモバイル (高速道路情報サイト)**  
パソコン・携帯電話 <http://www.douro.com/>    パソコン <http://www.driveplaza.com/>    携帯電話 <http://m.driveplaza.com/>

国土交通省(岩手河川国道事務所・三陸国道事務所)・岩手県・岩手県警察本部・東日本高速道路(株)東北支社 盛岡管理事務所・東日本高速道路(株)東北支社 北上管理事務所・東日本高速道路(株)東北支社 八戸管理事務所



# 岩手の積雪・凍結道路 を走行するために!

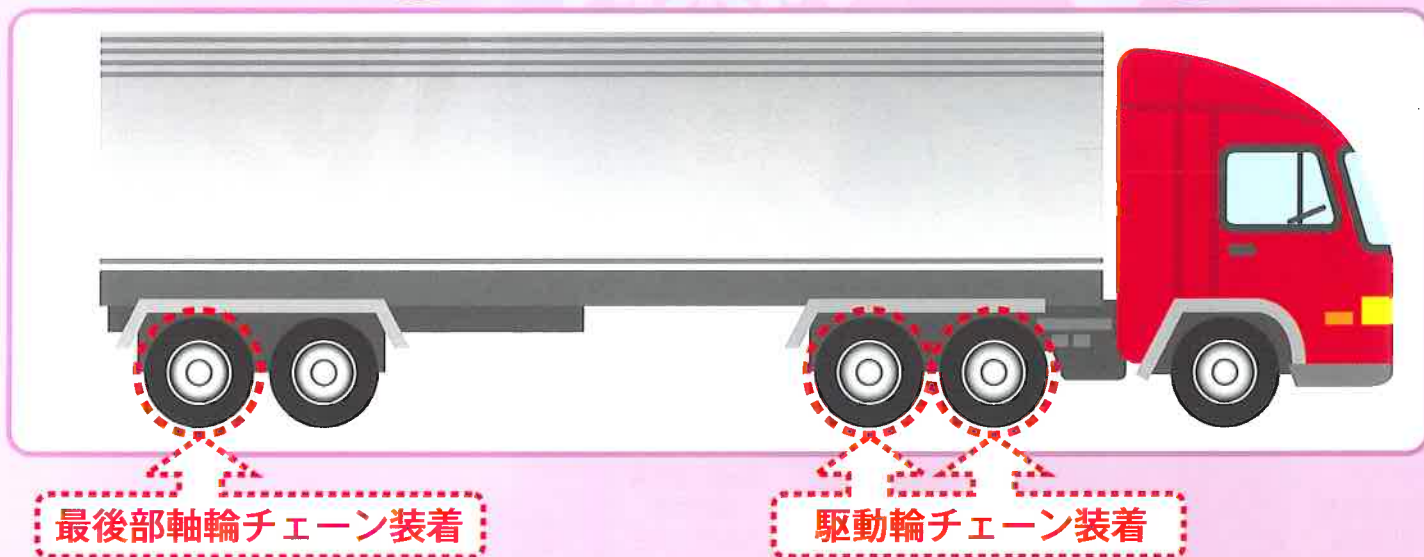
普通タイヤの場合、**駆動輪のすべて**にタイヤチェーンを装着  
トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の軸輪に装着

または

雪路用タイヤを**全車輪**に装着  
(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)

被牽(けん)引車

牽(けん)引車



## 道路状況により、タイヤチェーンを装着し万全の備えを!!

○道路交通法 第71条(運転者の遵守事項)第6号  
前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、**公安委員会**が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため**必要と認めて定めた事項**

○岩手県道路交通法施行細則 第14条(運転者の遵守事項)(6)  
法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

**積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪**(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)の**すべてのタイヤ**に鎖を取り付けること、**雪路用タイヤ**(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を**全車輪**に取り付けること、**その他のすべり止めの方法を講じないで自動車**(小型特殊自動車を除く。)**又は原動機付自転車を運転しないこと。**

○道路交通法 第120条  
次の各号のいずれかに該当する者は、**5万円以下の罰金**に処する。  
9. **第71条(運転者の遵守事項)**第1号、第4号から第5号まで、第5号の3、第5号の4若しくは**第6号**、第71条の2(自動車等の運転者の遵守事項)、第73条(妨害の禁止)、第76条(禁止行為)第4項又は第95条(免許証の携帯及び提示義務)第2項(第107条の3(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

